

一般社団法人 日本動物マッサージ協会 会費規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 日本動物マッサージ協会（以下、当協会と言う）の規定により、会費の金額に付いて定める。

(会費)

第2条 会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 1 万円
- (2) 賛助会員 一口 2 万円以上

(会費の納入)

第3条 会費は原則として、年度はじめに納入する。

1. 期中に入会したものは、入会月から年度末まで 6 カ月未満の場合、会費を半額とする。
2. 一括して代表理事承認月の翌月末までに納入する。
3. 納入された会費に付いては一切返却しない。

(改廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て、社員総会の決議をもって行う。

(付記)

平成 28 年 9 月 7 日制定